

社会福祉法人和光市社会福祉協議会
小地域福祉活動わしゃもん助成事業 実施要綱

制定 平成 28 年 04 月 01 日

改正 平成 31 年 04 月 01 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民の一人ひとりが地域の中でつながりをもって安心して暮らせるよう、社会福祉法人和光市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が主として小地域を単位とした住民の参加と協力による地域福祉活動を支援し、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条 この要綱における助成金を受けた事業を、「小地域福祉活動わしゃもん助成事業」（以下「本事業」という。）と呼ぶ。

(事業内容)

第 3 条 この要綱における対象事業は第 1 条を踏まえた下記の事業とする。

(1) ふれあいサロン活動

一人暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子育て中の親子などが気軽に集まり交流できる場づくり

(2) 見守り・声かけ活動

地域住民による見守りや声かけをする活動や定期的に訪問する活動など

(3) 支えあい活動

日常生活の簡易な困りごとをお手伝いする活動、住民懇談会、要援護者を含めた防災活動など

(4) 地域交流事業

季節行事やお祭りなど誰もが顔見知りになることのできる活動など

(助成額)

第 4 条 助成金額は、年間実施回数が 4 回以上で 20,000 円、10 回以上で 30,000 円を上限とする。

(助成要件)

第 5 条 各事業を実施する団体は、次のことに配慮するものとする。

(1) 参加者は、団体内部の活動に限定することなく、共生社会の実現とノーマライゼーションの理念に基づき、要援護者等の参加に配慮した、幅広い世代や住民への参加を呼びかけること。

(2) 社協が提供する共通看板の掲示をおこなうこと。

(3) 社協が作成するサロンマップ等への掲載を承認し、住民への周知活動を積極的に行うこと。

(4) 参加費の集金やバザー等により自主財源の確保に努めること。

(5) 年間の事業実施回数について、第1条の趣旨に沿うよう努めること。

(対象団体)

第6条 社協の団体会員又は会員によって構成される団体であって、地区社協、自治会、婦人会、老人クラブ、育てる会、障がい者団体・グループ、ボランティアグループ、NPO法人等、第1条の目的に賛同した団体であること。

(申請)

第7条 本事業の申請をするときは、小地域福祉活動わしゃもん助成事業申請書(様式第1号)を社協会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、毎年5月末日までとする。ただし、会長が特に認める場合はこの限りではない。

(審査及び決定)

第8条 会長は前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査委員会で審査し、助成の可否及び助成金額を決定する。

(決定通知)

第9条 会長は助成の可否及び助成金額が決定した旨を小地域福祉活動わしゃもん助成事業審査結果通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。

(請求)

第10条 助成金の交付決定を受けた団体は、小地域福祉活動わしゃもん助成事業助成金交付請求・受領書(様式第3号)によりその旨を会長に提出するものとする。

(交付)

第11条 会長は、前条の交付請求書に基づき助成金を交付するものとする。

(審査委員会の設置)

第12条 会長は助成金の適正かつ円滑な活用を図ることを目的として、審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、毎年6月に委員会を開催する。

2 委員会は、次に掲げる事項を第7条の申請書を参考にし、総合的に審議する。

- (1) 助成の可否
- (2) 助成金額
- (3) その他会長が必要と認めたこと

3 委員会は、委員6人以内で組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 社協理事または評議員
- (3) 自治会連合会事務局職員
- (4) 和光市市民活動推進課
- (5) その他会長が認める者

4 委員の任期は2年とする。但し、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任されることができる。

6 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 7 委員長及び副委員長は、会長の指名によりこれを定める。
- 8 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 9 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(実績報告)

第13条 助成金の交付を受けた団体は、翌年度4月末日までに、小地域福祉活動わしゃもん助成事業実績報告書(様式第4号)により会長に報告しなければならない。

(清算)

第14条 助成金の交付を受けた団体は、第13条の報告書に基づき、助成金に残額のある場合は清算するものとする。

(返還)

第15条 この要綱の定めるところにより、助成金の交付を受けた団体は、交付を受けた目的及び使途に反して使用してはならない。

- 2 会長は、前項の定め違反した場合及び偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた事業があると認めたときは、第11条により交付した額の全額または一部を返還させるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定められたもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。